

諸謝金支給規程

改訂 令和3年 12月 14日

(目的)

第 1条 冬季デフリンピックでのメダル獲得に向けて日本パラリンピック委員会(以下、JPCという)の競技力向上事業を円滑に進めるため、諸謝金について定める。

(適用範囲)

第 2条 本規程は、本協会に所属する加盟チームに所属する強化スタッフ、強化コーチ、外部コーチ、外部トレーナー、手話通訳者に支給する諸謝金に適用する。

(支給対象者及び業務内容)

第 3条 諸謝金の支給対象者及び対象業務の内容については、別表に掲げる通りとする。

(支払方法)

第 4条 諸謝金は支給対象者本人に対して支払い、本人名義の銀行口座への振込を原則とする。

(源泉徴収)

第 5条 本協会は法令の定めるところに従って定率の源泉徴収を行い、諸謝金額から差し引いた金額を支給対象者に支払う。

(その他)

第 6条 別表の規程に関わらず特別な事情がある場合は、当該者の経験・実績を勘案し、理事会の議をもって支給金額を決めることができる。

(規格外事項)

第 7条 この規程に定めのない事項については、事務局長と会長で決定する。

(規程の改廃)

第 8条 この規程の改廃は、理事会において行う。

付 則

この規程は平成27年 6月 13日から施行する。

平成29年 7月 8日 一部改訂

平成30年 5月 18日 一部改訂

令和3年12月 14日 一部改訂

【別表】 諸謝金の支給対象者及び対象業務

支給対象者		単価の上限	業務内容	備考
スポーツドクター		50,000円 / 日	選手強化事業	
強化 トレーナー	有資格者※1	30,000円 / 日	選手強化事業 体制整備事業	※1理学療法士等の医療系国家資格を持つもの、もしくは日本体育協会公認アスレティックトレーナー、NSCA認定パーソナルトレーナー、日本障がい者スポーツ協会公認トレーナー等のトレーナー資格保持者が、選手の競技力向上を目的にフィジカル指導していただいた場合
	補助トレーナー	10,000円 / 日		
強化 コーチ	主コーチ	30,000円 / 日	選手強化事業 体制整備事業	選手の競技力向上を目的に、選手を直接コーチングしていただいた場合
	補助コーチ	10,000円 / 日		
強化 スタッフ	代表	30,000円 / 日	選手強化事業 体制整備事業	海外派遣もしくはスタッフ業務が10時間以上の長時間勤務と代表者が認めた場合は、30,000円 / 日を上限に支給
	強化責任者	30,000円 / 日		
	高度な知識・技術を持つ強化スタッフ	20,000円 / 日		
	上記以外の強化スタッフ	10,000円 / 日		
大会役員		10,000円 / 日	選手強化事業	
講師		10,000円 / 日	体制整備事業 (研修会・講習会等の講演)	JSC派遣講師で、JSCに諸謝金支給規定がある場合は、それに従う
手話 通訳者	ボランティア	10,000円 / 日	選手強化事業 体制整備事業	例外として地元へ依頼し、地元の基準で通訳謝金が請求される場合(例:東京都や青森県等)は、会長の承認を得て請求額を支払いすることができる。(但し、JPC規程の上限を超える部分については加盟チームの負担とする) 海外派遣時のみ
	手話通訳士	15,000円 / 日		
	高度な知識・技術を持つ手話通訳士	5,000円 / 時間 最高30,000円 / 日		
	専門知識・技術を持ち国際手話ができる手話通訳	10,000円 / 時間 最高50,000円 / 日		

但し、移動日は支給対象に含まない。